

不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（一部救済）を決定し、令和5年12月6日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

1 事件の概要

(1) 当事者

申立人：X組合

被申立人：Y会社

(2) 申立日

令和4年7月8日

(3) 内容

X組合は、Y会社の、①団体交渉及びその後の対応、②X組合と交渉継続中、X組合に事前説明等なく、直接A₂組合員に交渉中の事項に係る通知等したこと、③A₂組合員のみ時間外労働を割り当てず時間外手当を支給しなかったことが、それぞれ不当労働行為に当たるとして、救済を申し立てた。

(4) 争点及び当委員会の判断

ア 争点①

団体交渉及びその後のY会社の対応が労働組合法第7条第2号（不誠実団交）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たる。

イ 争点②

交渉継続中、X組合に事前説明等なく直接組合員に交渉中の事項に係る通知等したY会社の行為が労働組合法第7条第3号（支配介入）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たらない。

ウ 争点③

Y会社がA₂組合員のみ時間外労働を割り当てず時間外手当を支給しなかったことが労働組合法第7条第1号（不利益取扱い）の不当労働行為に当たるか。 ⇒ 当たる。

2 命令の概要

(1) 主文の要旨

ア Y会社は、変形労働時間制の撤回に係る団体交渉について、X組合に対し、自らの主張の根拠を裏付ける資料等を提示して具体的な説明を行うなどして、X組合の理解が得られるよう、速やかに誠意をもって応じること。

イ Y会社は、A₂組合員に対し、他の従業員と差別する取扱いがなければ得られたであろう時間外手当相当額を支払うこと。

ウ Y会社は、X組合に対し、2週間以内に、不誠実団交及び不利益取扱いに係る謝罪文を交付すること。

エ その余の救済申立て（支配介入に係る救済申立て）を棄却する。

(2) 理由

ア 争点①（不誠実団交）について

(ア) 団体交渉において、Y会社は、変形労働時間制に係るX組合の要求や主張に対する自身の主張について、その根拠や導入の必要性等を説明したとは認めら

れず、Y会社の対応は不誠実であるといえ、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

- (イ) Y会社のその後の対応も(ア)に係る協議が終了していない中で団体交渉と一連の行為としてなされたもので、不誠実であるといえる。

イ 争点②（支配介入）について

X組合と交渉中の事項について、事前にX組合に知らせることなく、直接A₂組合員に通知等することは組合軽視であり適切とはいえないが、当該通知等はY会社の業務運営上必要なものであり、組合の運営に対する支配介入とまではいえず、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

ウ 争点③（不利益取扱い）について

- (ア) A₂組合員のみ時間外労働を割り当てず時間外手当を支給しないことは、労働者にとって経済的に大きな打撃となるものであり、不利益な取扱いである。
- (イ) Y会社は、これまでのX組合との交渉を起点として、団体交渉後のX組合への対応やX組合の申告に基づく労働基準監督署からの指導への対応に追われる中で、次第にX組合を疎ましく思うようになったところにさらにX組合から要求が出され、X組合に対して強い嫌悪感を抱くようになったと認められる。

また、Y会社は、組合員への経済的影響が大きいこと、X組合の要求が「時間外労働をなくしてほしい」というものではないことを認識していたにもかかわらず、あえて、組合員のみ時間外労働を割り当てなかったことにも鑑みると、Y会社の行為は反組合的意図によるものと認められる。

- (ウ) A₂組合員のみ時間外労働を割り当てず時間外手当を支給しなかったことは、組合員であること及び組合活動を理由として行われたもので、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。